

産業構造審議会知的財産分科会

知財システムのパラダイムシフトに向けて

**令和元年6月
特許庁**

1. 現状と課題 ～知財活動のパラダイムシフトの必要性～

2. 特許庁の取組み

- (1) 大学、中小企業、ベンチャーの支援
- (2) 国内外での早期、安定的な権利取得の支援
- (3) 知財訴訟制度の不断の見直し

3. ご議論いただきたいポイント

(参考) 顧客目線での特許庁の取組み

デジタル革命

IoT

ビッグデータ

AI

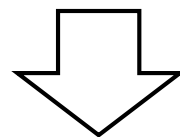
ロボット

ブロック
チェーン

潜在ニーズを満たす新サービスが可能に
業種の垣根が崩れる
人々の働き方が変わる

顧客の潜在ニーズを常に探求し
これまでにない価値を生む新結合を
スピード感をもって生み出すために...

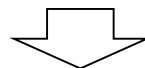
「デザイン経営」+「オープンイノベーション」!



企業経営・知財活動のパラダイムシフトが必要に

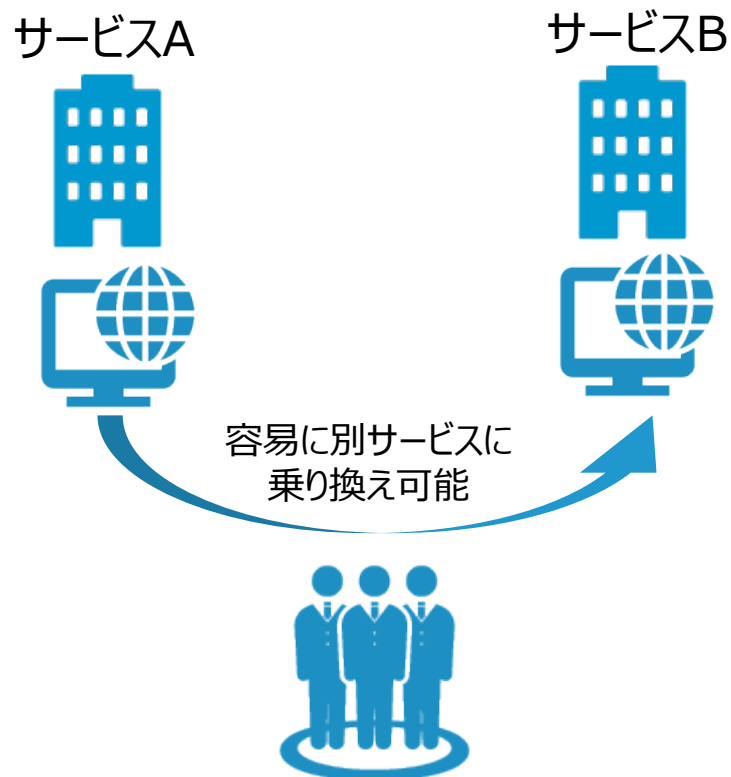
データ活用型サービスを支える知財権

インターネットに接続されたサービスはスイッチングコストが低い。
差別化の決め手は、UI（ユーザインタフェース）、UX（顧客体験）

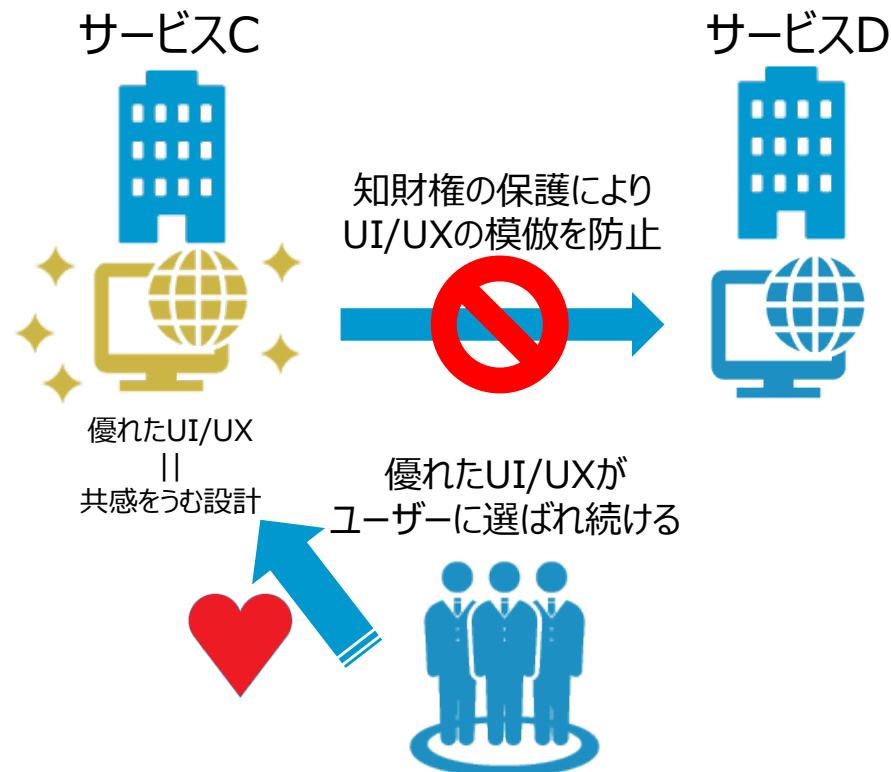


UI/UXを他社に追従されないよう、
特許、意匠、商標等で保護しておくことが重要

UI/UXの権利保護なし



UI/UXの権利保護あり



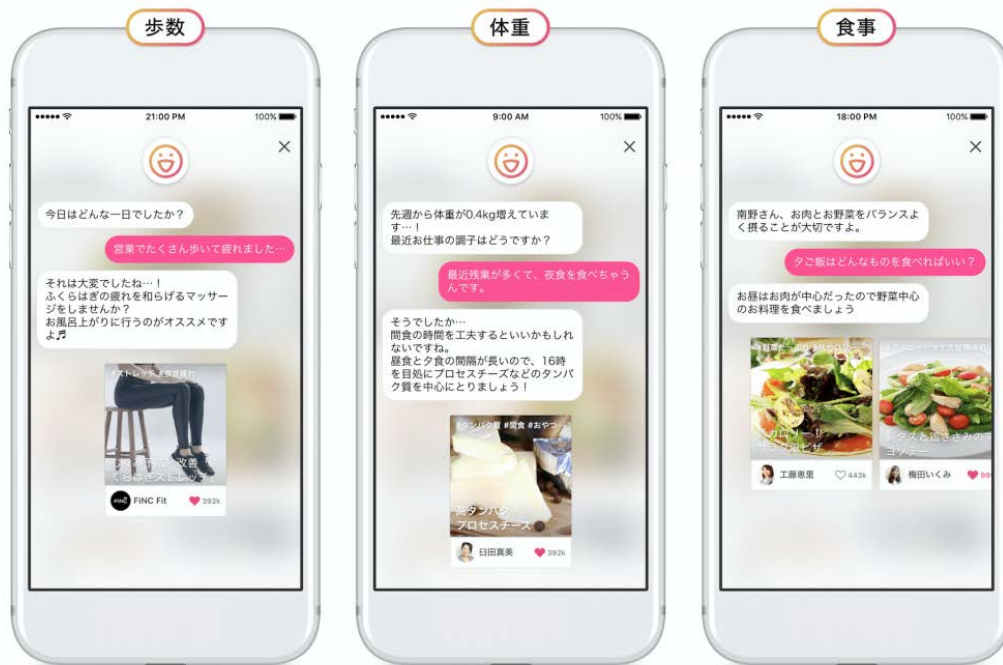
FiNCの知財戦略

- 歩数、体重、睡眠などのデータから、AIが個々人に助言
- 自動記録体組成計の提供、専門家の助言、提携ジムの優待利用等を組み合わせ、健康管理を支援

- ✓ 健康管理プログラムや食事画像認識機能、インスタントメッセージの表示方法等について多数の特許を出願、取得
- ✓ 分割出願を活用、強いポートフォリオを構築

【特許第6010719号】

- パーソナライズ健康アドバイス AI 特許
個々人の生活習慣に合わせて適切に回答



67	特許6075905	特願2016-039454	2016/03/01	2017/02/08	健康管理サーバおよび健康管理サーバ制御方法並びに健康管理プログラム
68	特許6070888	特願2016-111645	2016/06/03	2017/02/01	健康管理情報処理装置
69	特許6069652	特願2016-536787	2015/11/13	2017/02/01	健康管理サーバ及びその制御方法並びに健康管理メッセージアプリケーションプログラム
70	特許6048997	特願2016-119472	2016/06/16	2016/12/21	健康管理サーバおよび健康管理サーバ制御方法並びに健康管理プログラム
71	特許6010719	特願2016-510838	2015/07/31	2016/10/19	健康管理サーバおよび健康管理サーバ制御方法並びに健康管理プログラム

特許公開件数：73件
 特許登録件数：22件
 (2019年6月21日時点、特許庁調べ)

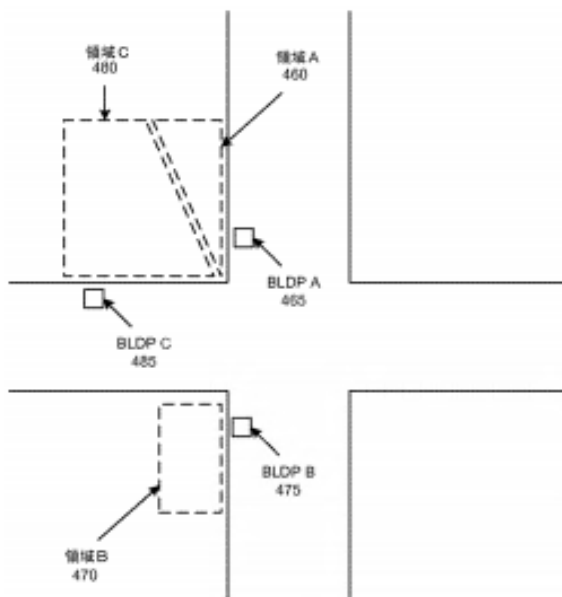
Uberの知財戦略

- スマホから2タップで配車できる洗練されたUI
- 所要時間、概算料金、現在位置の表示から運賃の支払いまでスマホで完結

- ✓ カーナビ技術や地図表示、運転手手配の方法等について、複数の国で特許を取得
- ✓ 自動運転関連技術も出願

【特表2017-524195】

- 配車アプリで適切な乗車位置を表示する技術
- 過去のユーザの乗車位置を記録、交通状況から適切と思われる乗車位置を推薦



No.	文献番号 ▲	出願番号 ▲	出願日 ▲	公知日 ◯	発明の名称 ▲
7	特表2019-500681	特願2018-524399	2016/11/16	2017/05/26	シェアされた輸送のための方法およびシステム
8	特表2019-506650	特願2018-522926	2016/10/23	2017/05/11	精密な自律的配達のための協働システムおよび方法
9	特表2018-530835	特願2018-519411	2016/10/14	2017/04/20	都市計画ツールを提供するためのシステム
10	特表2018-527235	特願2018-509875	2016/08/31	2017/03/09	自律機能を有する車輛用の制御システム
11	特表2017-524195	特願2017-505856	2015/08/04	2016/02/11	所定の位置データ点の決定およびサービス提供者への供給
12	特表2017-530432	特願2016-567642	2015/02/04	2015/11/19	オンデマンドサービスと共に用いられる、ユーザが構成可能なインジケータ装置

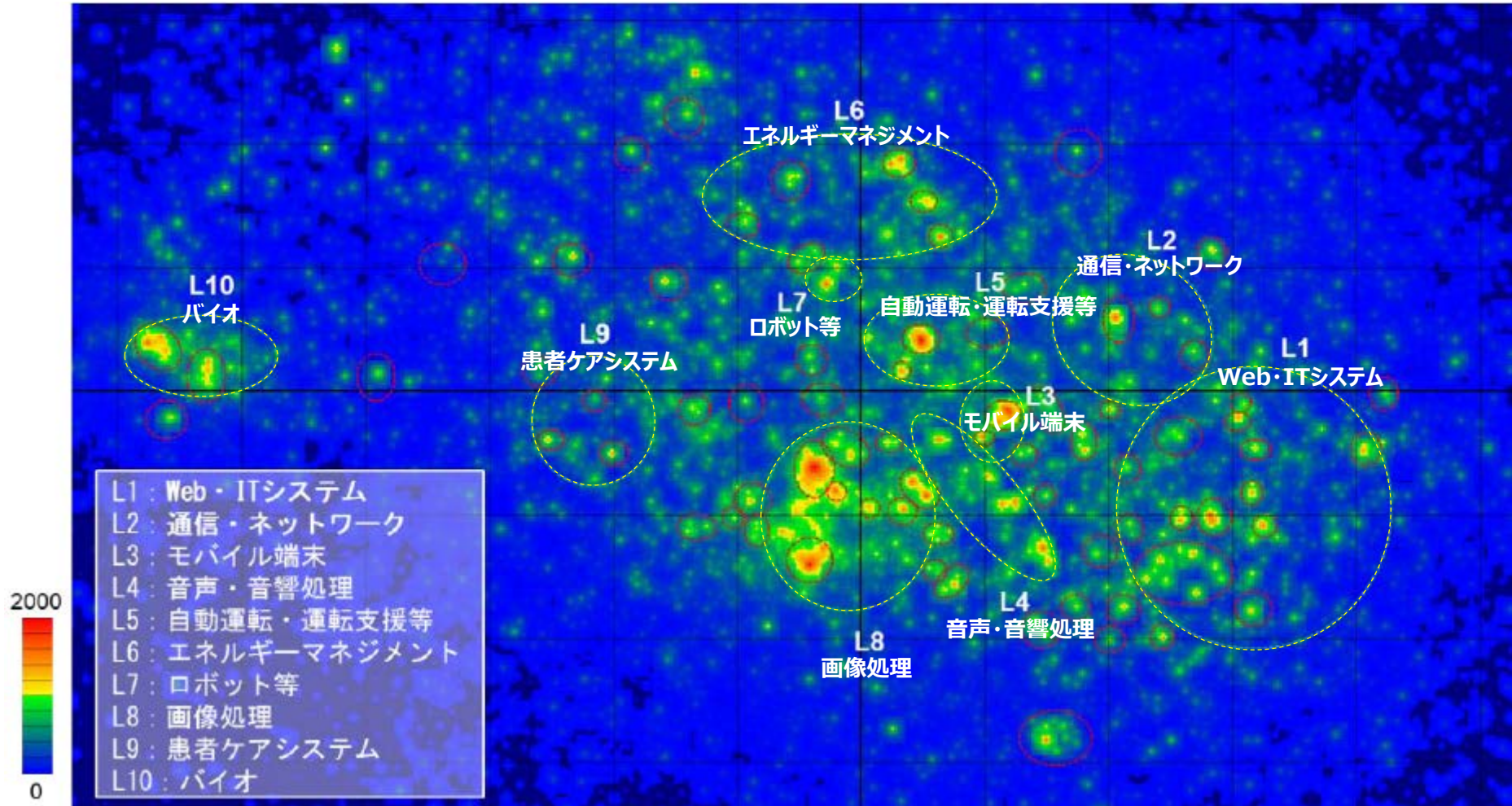
特許公開件数：15件

特許登録件数：3件

(2019年6月21日時点、特許庁調べ)

主要国は A I 関連特許を活発に出願

人工知能分野の技術遠近マップ※
(日米欧中韓、2006-2015年)



※技術の類似度に基づいて、特許文献を二次元マップ上に展開したもの。

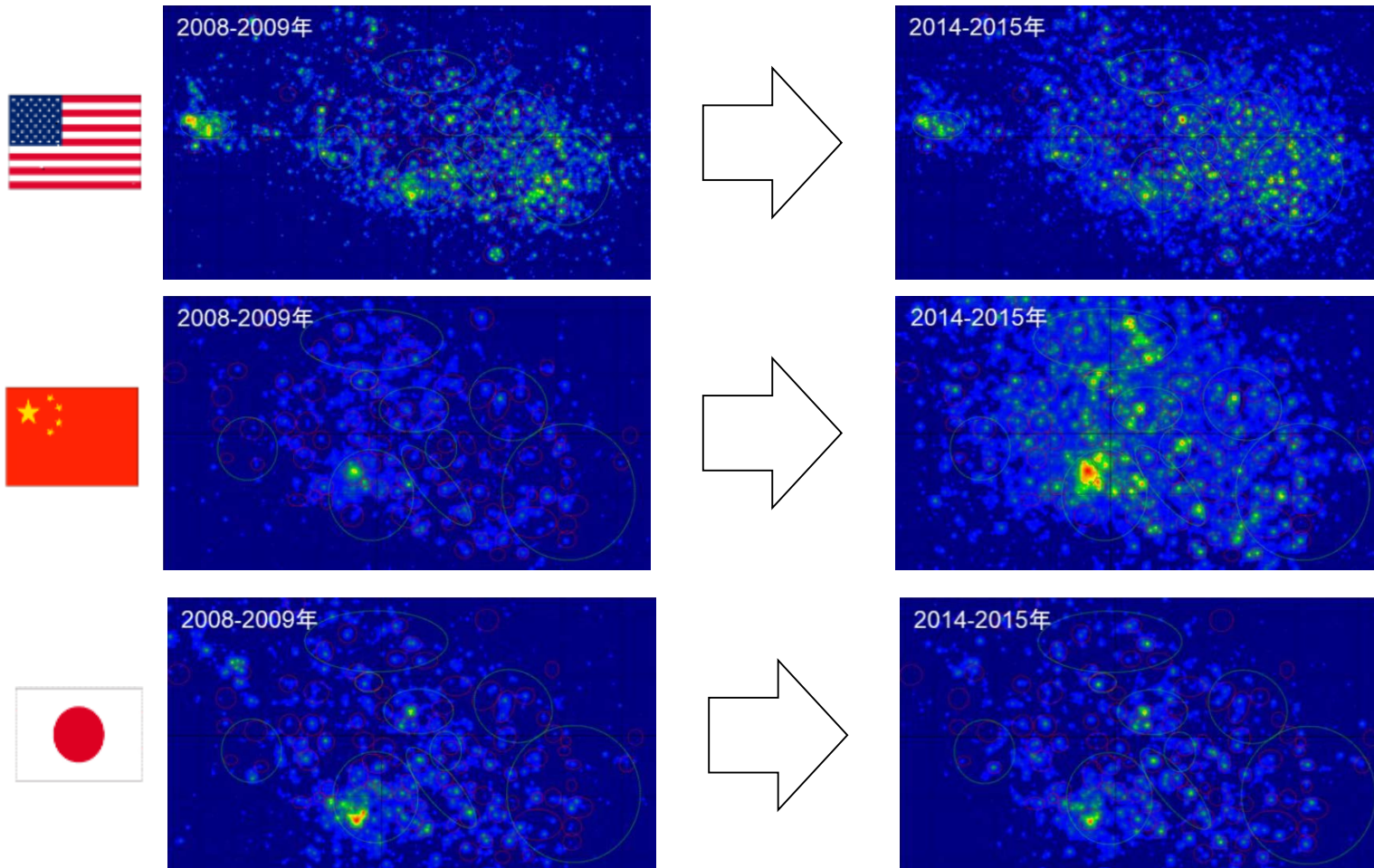
マップ上の距離は技術の類似度を示し、暖色に近づくほど出願件数が多いことを示す。

しかし日本の存在感は低下

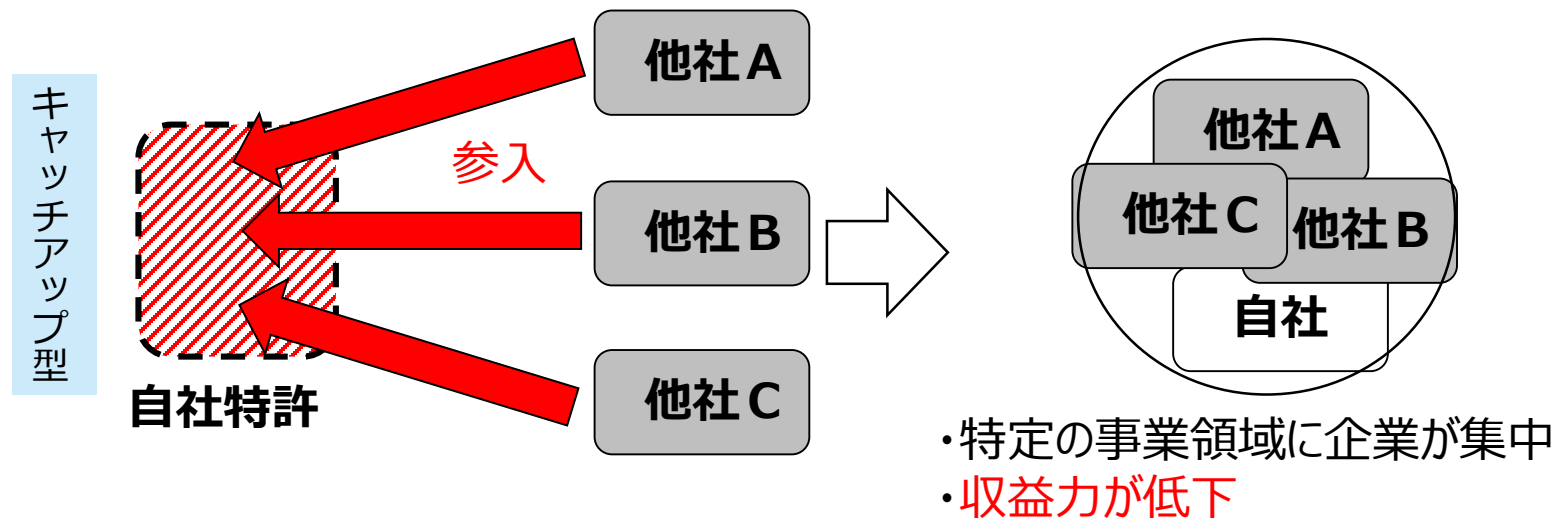
例：人工知能分野の技術遠近マップ°

米国・中国：技術領域・件数ともに増加（新規領域を開拓できている）

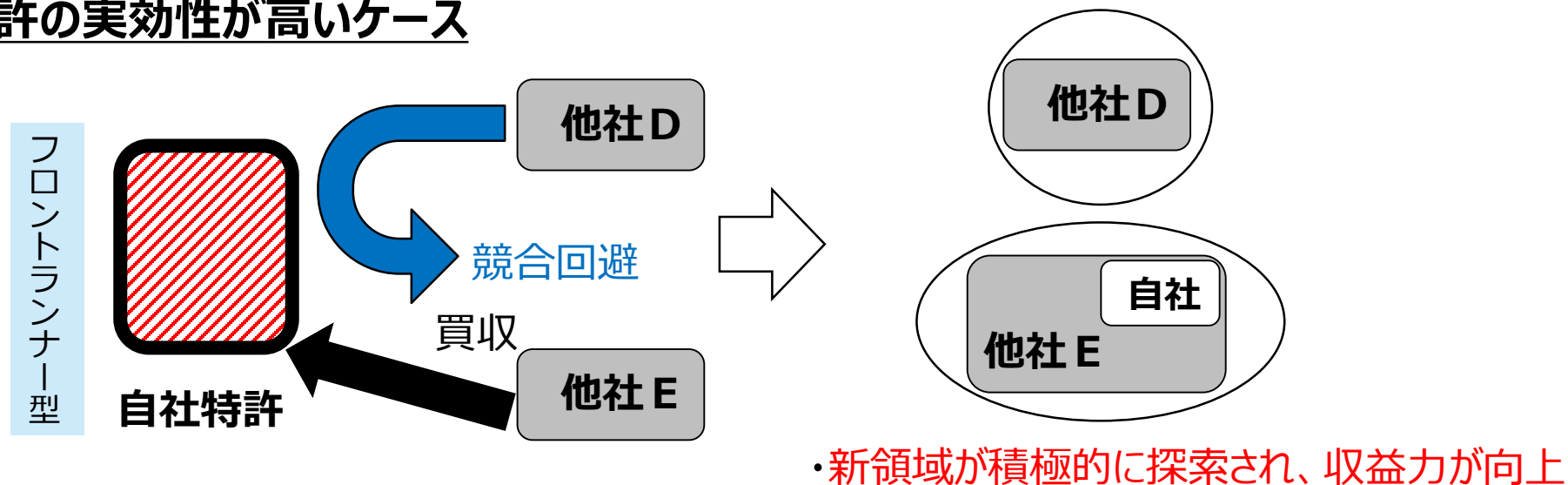
日本：技術領域、件数ともに大きな変化なし（新規領域を開拓できていない）



特許の実効性が低い（いざというときに「撃てない」）ケース



特許の実効性が高いケース



中国



- 第13次5カ年計画(2016~20)「知財強国」化
- 法定賠償額の上限額引き上げ (法案審議中)
- 懲罰的損害賠償制度 (五倍) の導入 (同上)
- 証拠収集手続の強化 (同上)
- 裁判所の機能強化

韓国



- 懲罰的損害賠償制度 (三倍) の導入 (特許法、不競法)
- 侵害行為を否認する当事者による自らの具体的行為態様の提示義務の新設
- 侵害行為による利益の全額返還請求 (検討中)

米国



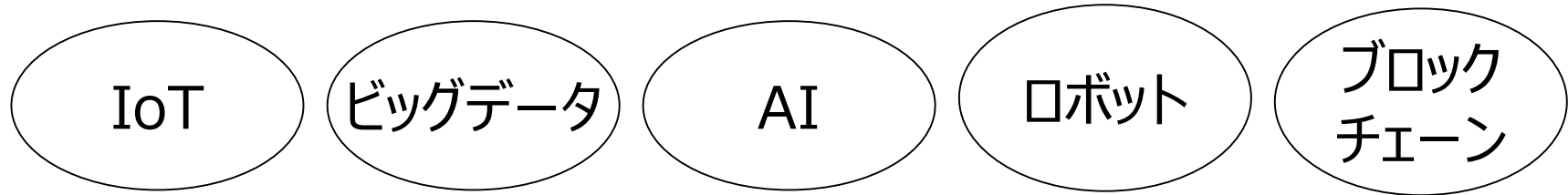
- 米国特許法第101条 (特許適格性) について
- 特許権の予見可能性、安定性の向上のため、米国議会知財小委員会にて改正草案を検討中

欧州



- 統一特許裁判所協定への各国の批准手続
- 英独仏を含む13ヶ国の批准で発効
- 現時点で、仏、英を含む16ヶ国が批准済 (ただし独は未批准) (2019.6月時点)
(※)欧州単一特許制度は、上記協定の批准と同時に導入される予定

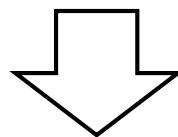
デジタル革命



潜在ニーズを満たす新サービスが可能に
業種の垣根が崩れる
人々の働き方が変わる

顧客の潜在ニーズを常に探求し
これまでにない価値を生む新結合を
スピード感をもって生み出すために...

「デザイン経営」+「オープンイノベーション」!



企業経営・知財活動の**パラダイムシフト**が必要に

企業経営

キャッチアップ型

(他国に追いつけ追い越せモデル)

- ✓ 「もうかる形」が既知
- ✓ 新たな「もうかる形」に企業が殺到
- ✓ ブルーオーシャンを回避

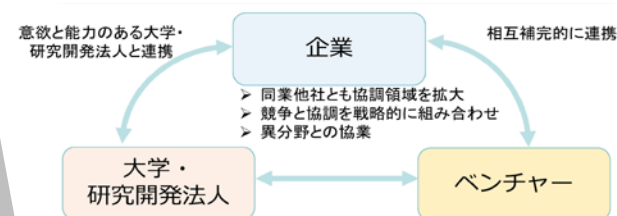
フロントランナー型

(知財で稼ぐモデル)

- ✓ 既存のプレイヤーがいる場所を避けて利益率向上を目指す
- ✓ オープンイノベーションへの取り組み
- ✓ ブルーオーシャン志向

Society 5.0

- ✓ 常に顧客の潜在ニーズを探求 (デザイン経営)
- ✓ オープンイノベーションの日常化



(出典) 経団連「Society 5.0の実現に向けたイノベーション・エコシステムの構築」

知財活動

Defensive

- ✓ クロスライセンスのための数を確保
- ✓ お互い訴えない
- ✓ 経営と遠い

Profit center

- ✓ 自社・他社がどんな権利を持っているのかを明確化
- ✓ 量より質を重視
- ✓ 侵害されたらとことん戦う
- ✓ 経営層が参画

Future creation

- ✓ 事業に必要な知財の確保を働きかける (R&D、M&A、オープンイノベーション)
- ✓ 経営と知財の一体化

1. 現状と課題 ～知財活動のパラダイムシフトの必要性～

2. 特許庁の取組み

- (1) 大学、中小企業、ベンチャーの支援
- (2) 国内外での早期、安定的な権利取得の支援
- (3) 知財訴訟制度の不断の見直し

3. ご議論いただきたいポイント

(参考) 顧客目線での特許庁の取組み

特許庁の主な取組みの俯瞰

高度成長期

キャッチアップ型の
経営に対応した制度

審査機関
(滞貨の解消を第一)

近年の
政策の柱

大学、中小企業支援

国内外での早期安定的な
権利の取得支援

権利行使環境の整備

中小料金一律半減

PPHの新興国への拡大

標準必須特許交渉
ガイド

最近の取組

スーパー早期審査

グローバルな法曹実務者
とのネットワーク形成

スタートアップへの
ハンズオン支援

海外向け発信強化

知財訴訟制度
(査証、損害賠償)

IP BASE

UIの改善

意匠法大改正

デザイン経営

これから

大学、中小・ベンチャー企業が
主体となるオープンイノベーションの促進

国内外での早期安定的な
権利の取得支援

知財訴訟制度の
不断の見直し

1. 現状と課題 ～知財活動のパラダイムシフトの必要性～

2. 特許庁の取組み

(1) 大学、中小企業、ベンチャーの支援

(2) 国内外での早期、安定的な権利取得の支援

(3) 知財訴訟制度の不断の見直し

3. ご議論いただきたいポイント

(参考) 顧客目線での特許庁の取組み

➤ 理工系の全研究者数に対し、発明届出件数は、約**4%**程度。(H29年度)

発明届出件数	H26	H27	H28	H29
国立大学等	6,098	5,767	5,970	5,765
公立大学等	515	571	589	574
私立大学等	1,755	1,763	1,802	1,802
計	8,368	8,101	8,361	8,141

学部及び組織	研究者の人数	研究者全体に占める割合
自然科学	197,702	67.2%
人文・社会科学	62,376	21.2%
その他	34,179	11.6%
計	294,257	100.0%

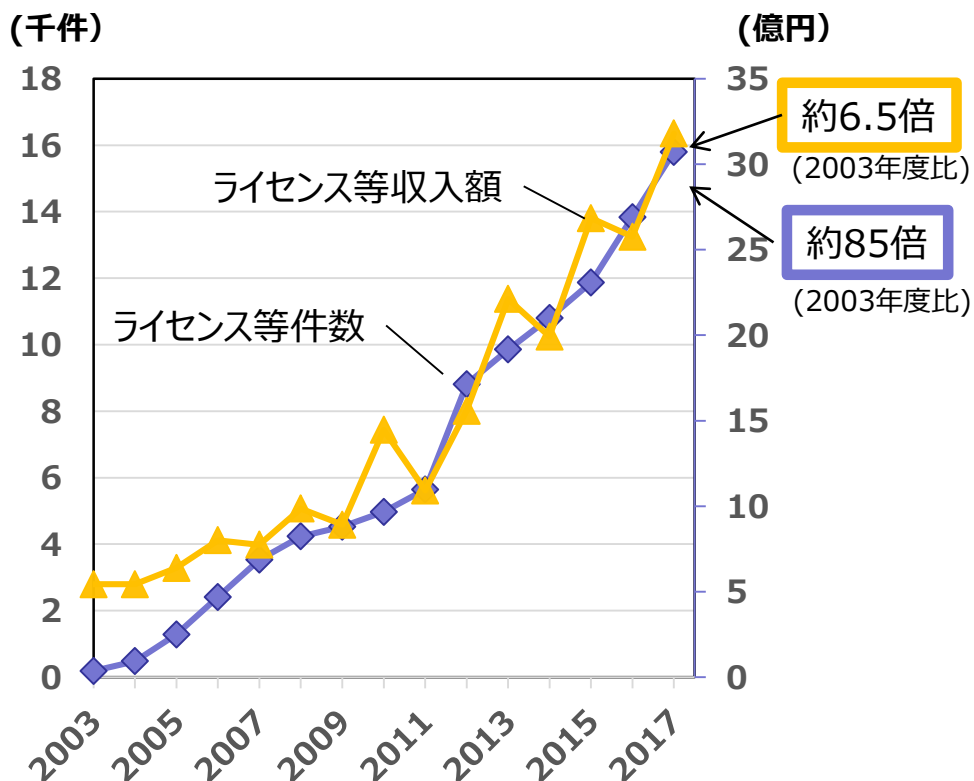
$$\frac{8,141}{197,702} \div \approx 4.1\%$$

(出典) 文部科学省 科学技術・学術政策研究所「大学等における産学連携棟実施状況について」(各年度)

総務省 H30年 科学技術研究調査結果の概要

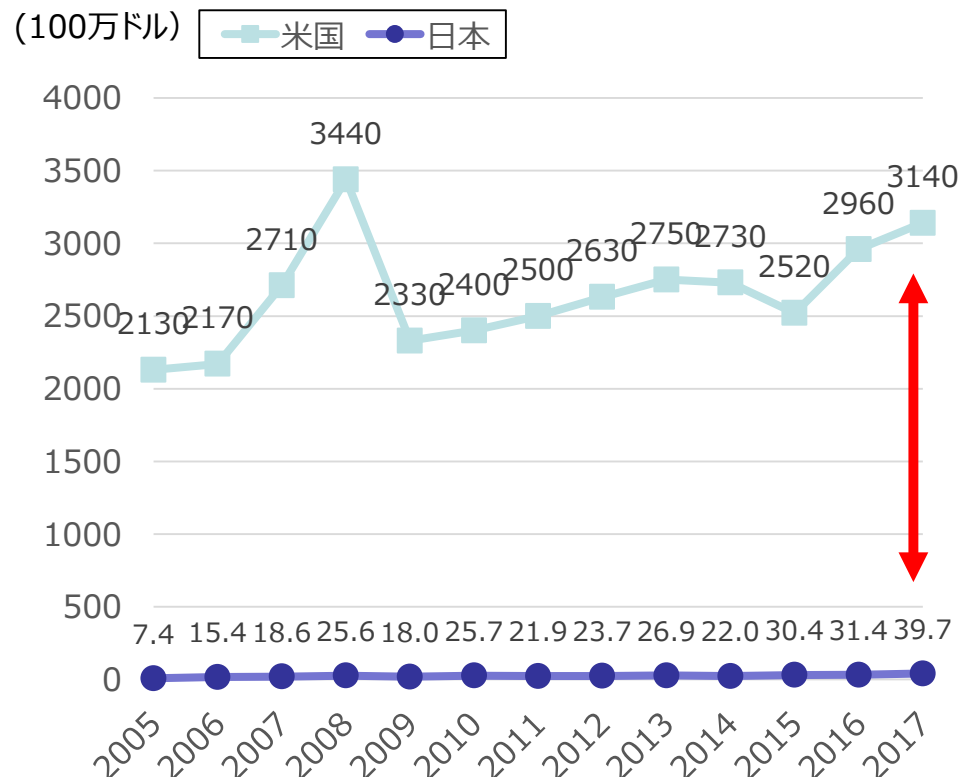
(参考) 米国における大学等の発明届け出件数 25,825件 (2016年、AUTMデータより)

日本のライセンス件数・収入は増加傾向



大学の特許ライセンス件数・収入

日米比較では依然大きな差



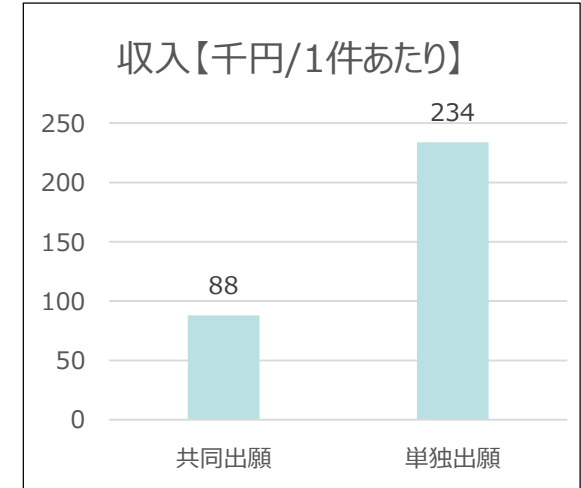
大学のライセンス収入の日米比較

(出典) 文科省「大学等における産連携実施状況について」より特許庁作成

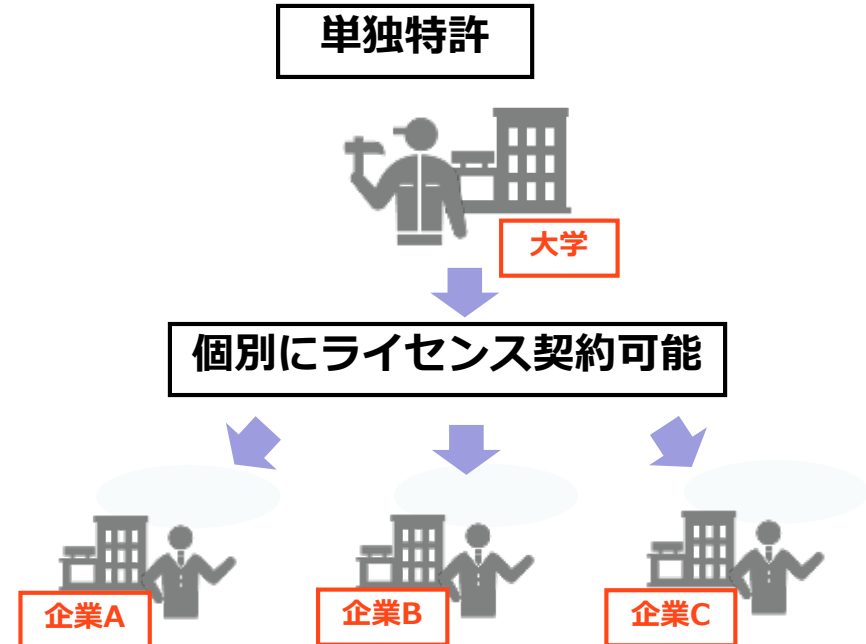
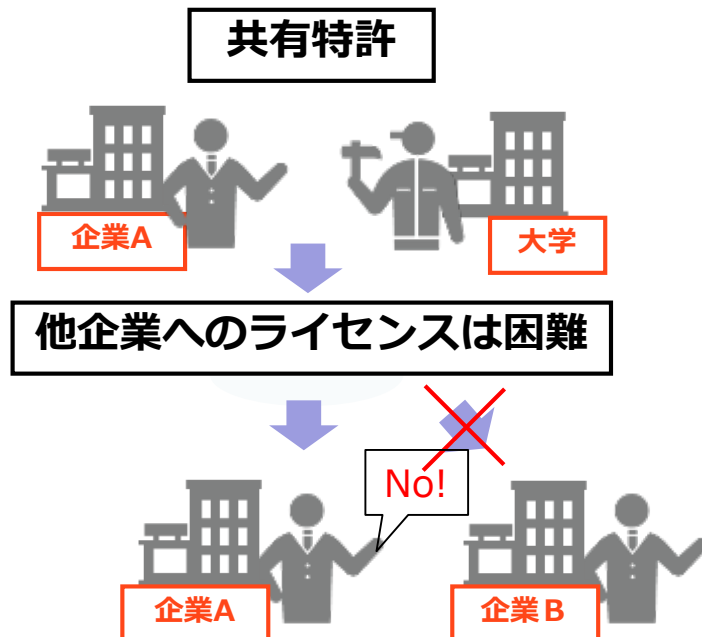
(出典) AUTM Licensing Activity Survey 及び
文科省「大学等における産学連携の実施状況について」
より特許庁作成

大学による単独出願の重要性

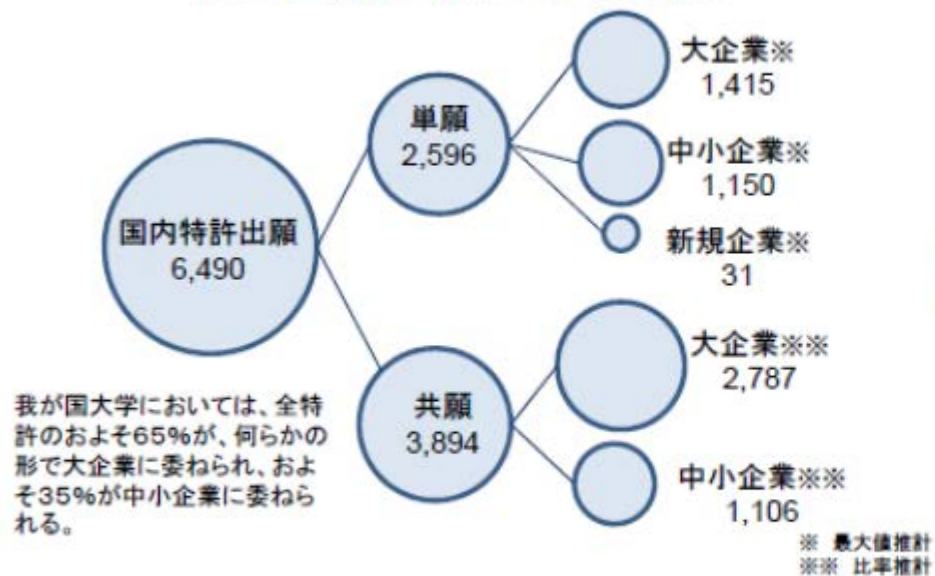
- ▶ 大学主体で複数分野の企業とライセンス契約できる。
(大学の収入は共同出願の3倍)
- ▶ 研究成果の実施を大学がコントロールできる。
- ▶ 共同出願だと研究成果を他企業で実施するのが困難



文部科学省 大学における知的財産マネジメントの在り方について (報告書) より作成

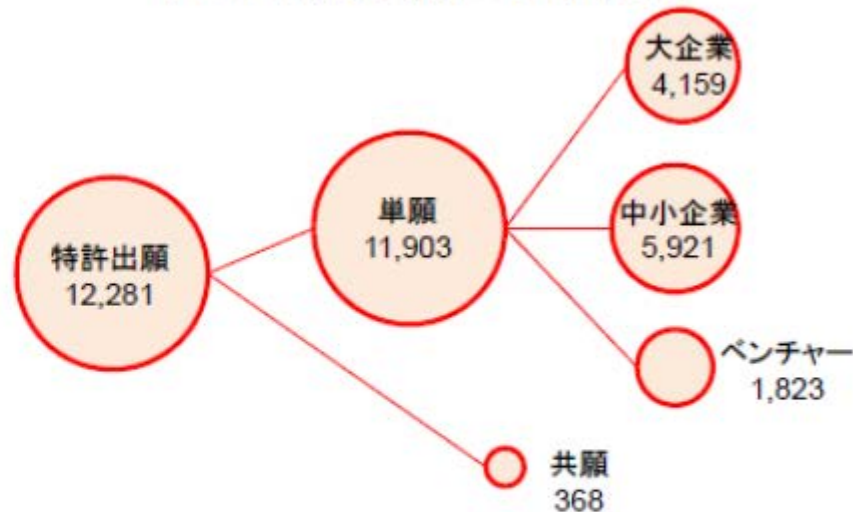


日本の大学の特許の行方 (2010年特許出願についての推定)



日本の大学の特許の行方
 中小・ベンチャー等 35%程度
 大企業 65%程度

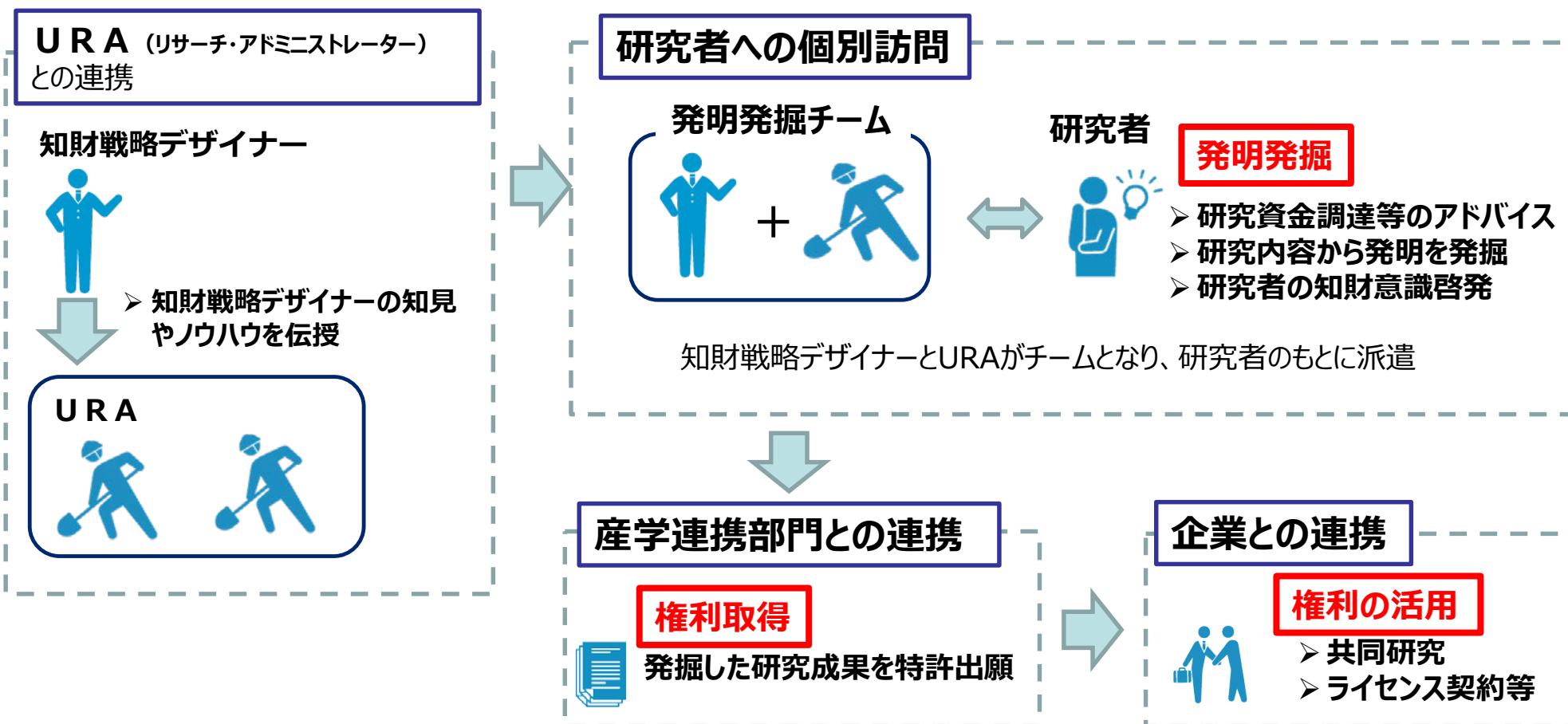
米国大学の特許の行方 (2010年特許出願についての推定)



米国大学の特許の行方
 中小・ベンチャー等 63%程度
 大企業 37%程度

出典： 渡部俊也「何のための共同研究：産学連携共同出願特許の行方」日本知財学会第10回年次学術大会（2012）

- 産学連携と技術の知見を有する知財戦略デザイナーを研究者のもとに派遣。
- 知財戦略デザイナーとURAがチームを組み、研究者と産学連携本部の間に入って、研究の進捗や内容に応じて発明の発掘と知財戦略を構築。
- 加えて、研究資金の調達・管理、知財の管理等も指南。



地域中小企業が

- ①知財を知る 出張面接を中心とした、制度・支援策を普及啓発
- ②知財を活用する 知財セミナー開催や相談コーナー設置により、知財活用を促進
- ③知財でつながる 地方自治体を含む地域の関係機関との連携促進、戦略強化

①知財を知る



出張面接審査・審判や地域団体商標制度を紹介し、特許庁の制度・支援策の活用を促進。

稼ぐ力が高まる



③知財でつながる



弁理士・弁護士 企業



大学

企業や大学、弁理士・弁護士のほか、経済産業局、地域知財戦略本部、INPIT、商工会・商工会議所、中小企業支援機関、金融機関等の地域の支援機関等との連携を促進。



②知財を活用する

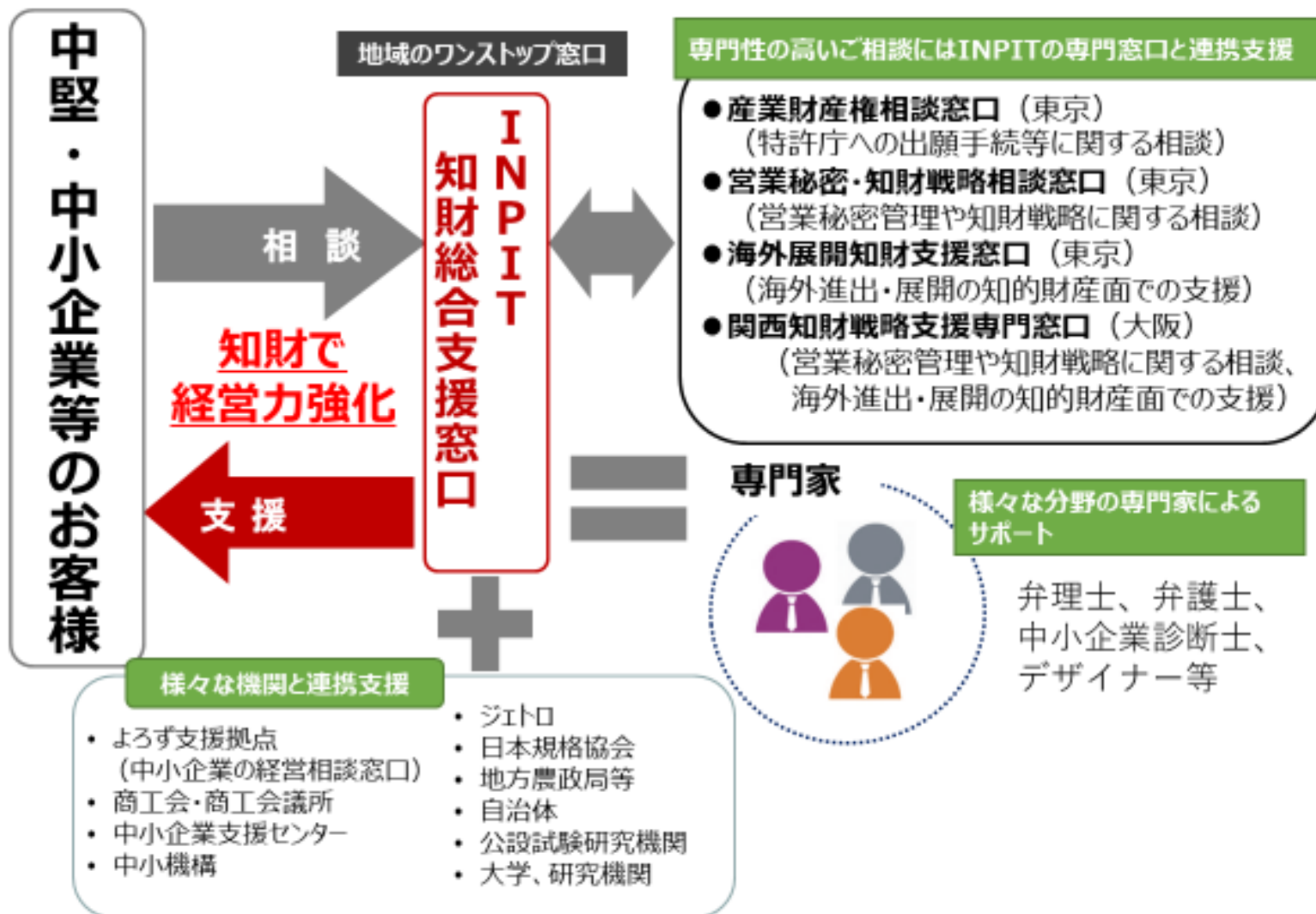


知財の活用レベルに合わせたセミナーの開催、何でも相談コーナーの設置により、知財活用を促進。

地域が元気に



■ アイデア段階から事業展開、海外展開にいたる**知的財産の多様な課題をワンストップで解決**



【対象者及び軽減率】

対象者	軽減率	
	出願審査請求料、特許料 1～10年分	国際出願に関する手数料
中小企業・個人事業主	軽減なし → 1/2に軽減	軽減なし → 1/2に軽減
（福島特措法の認定中小企業）	1/2軽減 → 1/4に軽減	軽減なし → 1/4に軽減
大学、独法等	1/2軽減	軽減なし → 1/2に軽減

【手続きの大幅な簡素化】

出願審査請求書又は特許料納付書への記載のみでOK

(減免申請書や証明書類は不要に)

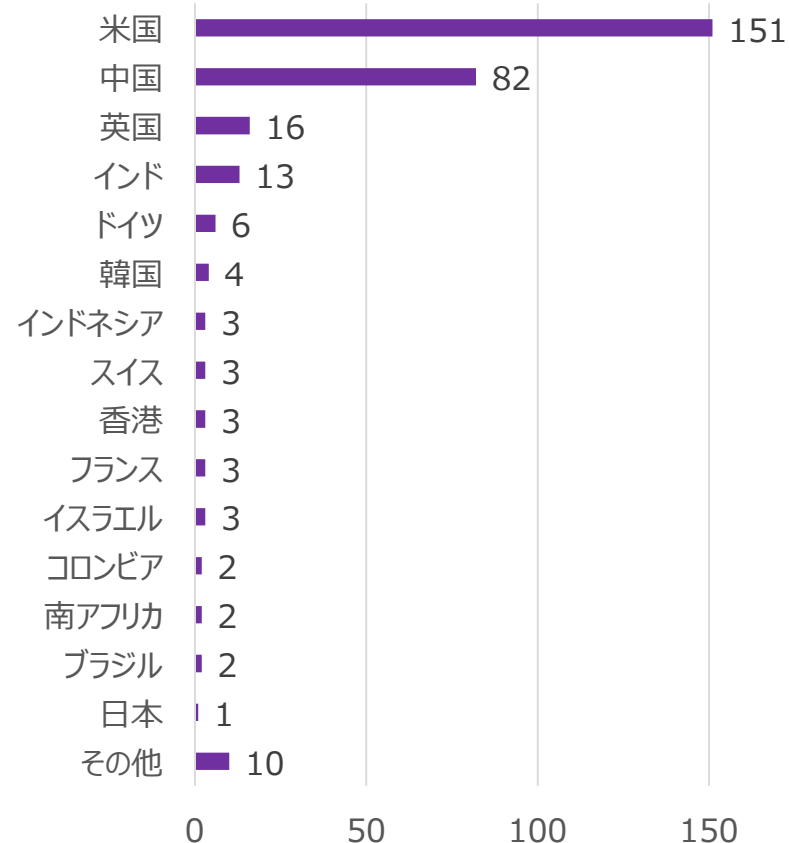
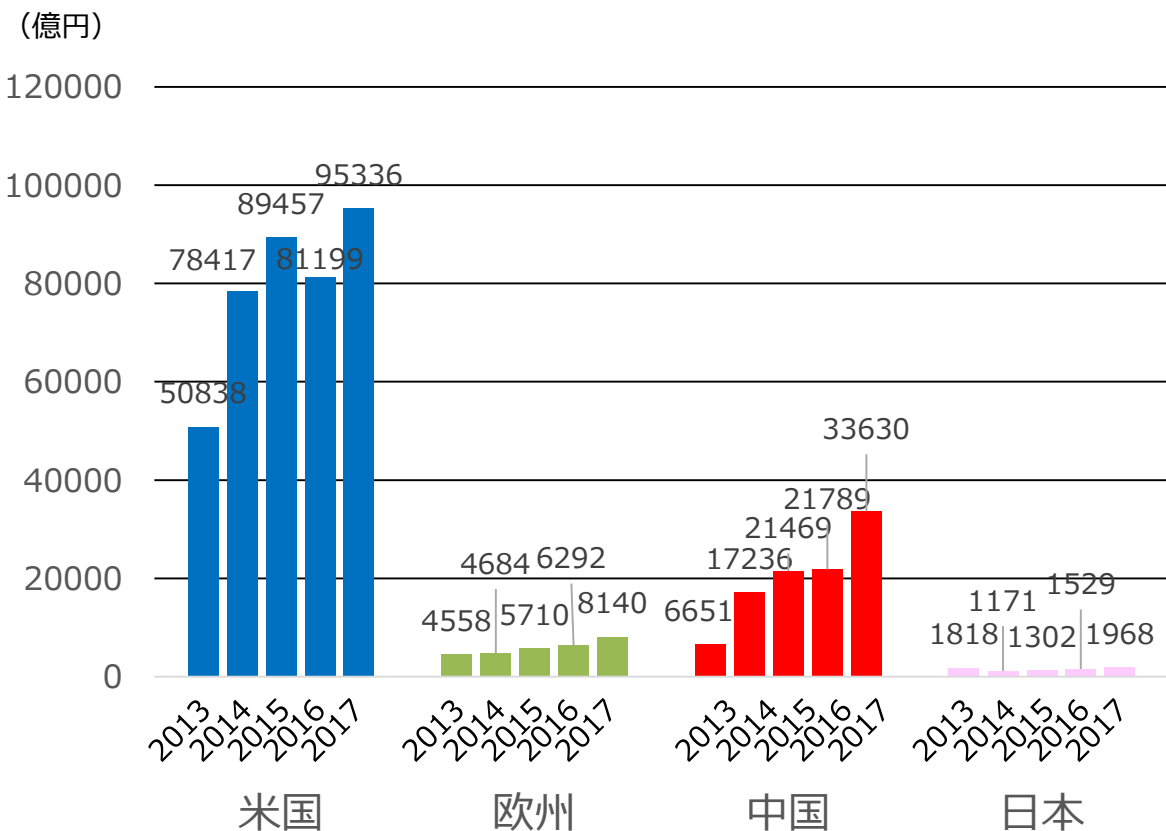


施行日以降、4～5月の中小企業・個人事業主の審査請求件数は、昨年度件数（2018年4,5月分）と比較して、約2割増

ベンチャーへの投資は諸外国に比べ低調

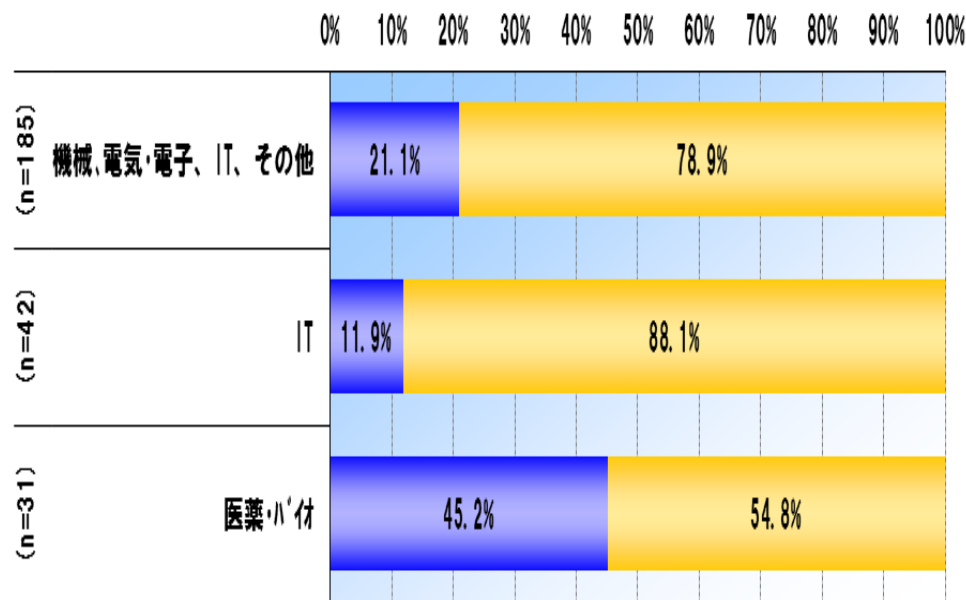
ベンチャー投資額の推移（国・地域別）

（参考）ユニコーン企業※数（国別）



(出典) ベンチャー白書2018

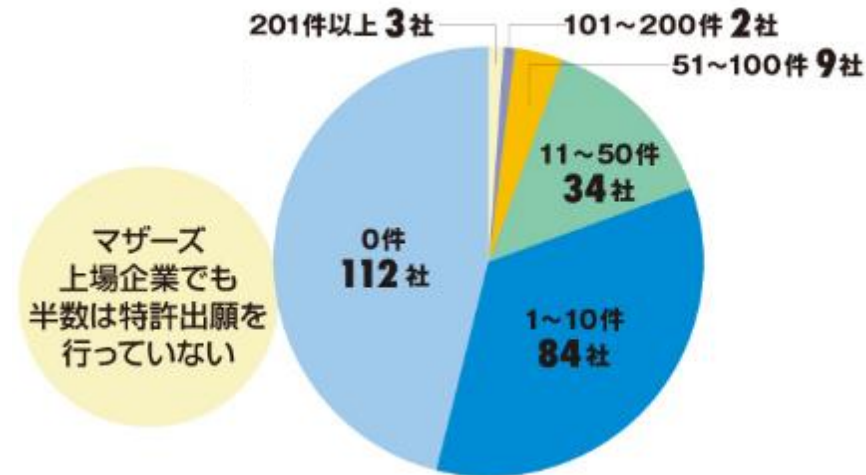
(出典) CB Insight (2019年1月23日公表)
 ※時価総額10億USD以上の未上場スタートアップ



- 知財意識なし
- 知財意識あり

(出典) 平成29年度特許庁「スタートアップが直面する知的財産の課題および支援策の在り方に関する調査研究」報告書(2018年3月)

〈マザーズ上場企業の特許出願件数〉



(出典) 正林国際特許商標事務所調べ (2018年2月14日時点)

〈創業期ベンチャー企業の知財意識が低いことによる失敗例〉

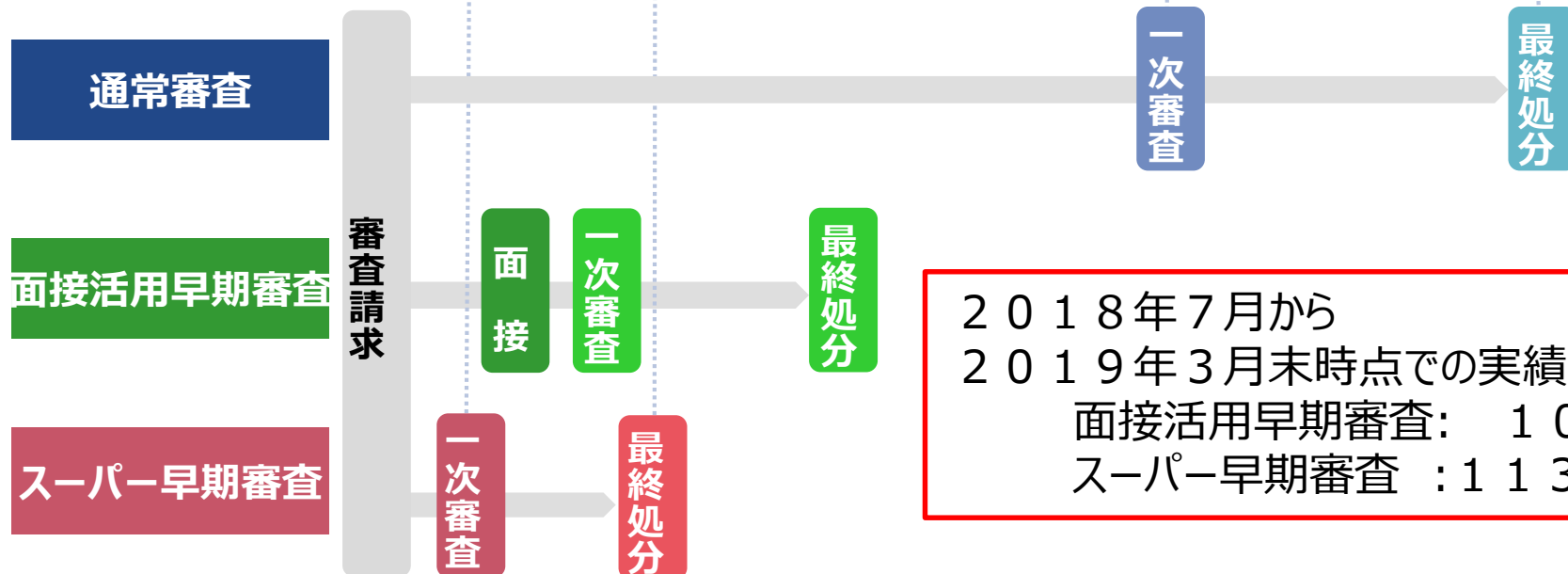
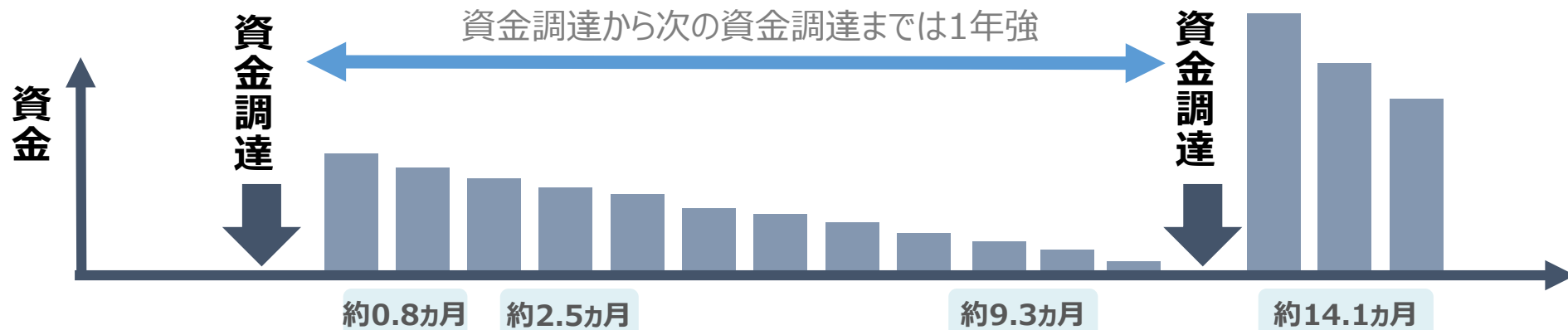
フィンテック系のベンチャー企業A社は、独自開発した技術について特許を取っていなかったために競合に次々参入されて独自性を失ってしまったという経験があり、それ以降、独自性を守るために積極的に特許を出願している。

(出典) 一步先行く国内外ベンチャー企業の知的財産戦略事例集 (2018年4月)

スタートアップのスピード感に対応した審査

権利取得の経験が少ないスタートアップに向けて、

- 面接等コミュニケーションを充実し、きめ細かなサポートを提供
- 何よりも早く権利を取得したいというニーズには、スーパー早期審査で対応



2018年7月から
2019年3月末時点での実績（申請件数）
面接活用早期審査： 10件
スーパー早期審査： 113件

(IPAS : IP Acceleration program for Startups)



- 知財、ビジネスの専門家からなる知財メンタリングチームを3ヶ月スタートアップに派遣
- 出口を見据えた適切な知財戦略の構築を支援

支援例

スタートアップの課題

- ①ビジネスと権利範囲が合っていない



技術が優位で、特許もばっちりです！

実際は権利範囲が狭いものも多く、
事業を守るための知財が不足

スタートアップ

- ②契約の結び方が分からない



共同研究契約書案のどこを見るんですか？

自社に非常に不利な契約書案

スタートアップ

専門家チームの対応策

- ✓ 事業と特許の関係を整理し、既存の特許で事業を保護できるか精査
- ✓ 足りない部分について追加の出願
- ✓ 妥協できる部分とできない部分を整理
- ✓ 相手と交渉し、Win-Winとなる契約へ

- スタートアップが「まず見るサイト」
- 知財専門家と「つながるサイト」



起業をお考えの方に

起業しようと思ったら「事業計画」「資金調達」「プロダクト開発」「人材募集」等…考えることがたくさん！
そんな中で特許や意匠、商標に必要なものを洗い出す作業はとて大変です
ここでは大事な4つのポイントをまずチェックして起業に備えていきましょう。

01



社名や商品名
使って大丈夫？

02



社名や商品名
安心して
使うためには？

03



競合他社の
技術・デザインを
チェック！

04



技術やデザインを
守るには？

詳しく見る

特別企画 CEOが語る知財

勝てる特許取得こそゴール メトセラを強化した知財アクセラレーション



株式会社メトセラは、心不全向けの再生医療等製品を研究・開発する再生医療スタートアップ。2016年3月に創業し、これまで約3年の特許を出願している（自らは特許済み、2件は出願中）。心臓の組織再生を助ける「線維化抑制剤」を用いた心不全向けの複数候補の創薬を目的とする同社の特許は、特許庁の知財アクセラレーションプログラムの支援を経てどのように創出したのか、代表取締役Co-Founder&Co-CEOの杉本 由仁に、話を聞いた。

1. 現状と課題 ～知財活動のパラダイムシフトの必要性～

2. 特許庁の取組み

(1) 大学、中小企業、ベンチャーの支援

(2) 国内外での早期、安定的な権利取得の支援

(3) 知財訴訟制度の不断の見直し

3. ご議論いただきたいポイント

(参考) 顧客目線での特許庁の取組み

- 審査待ち期間「減少」(例: 約**50%**減少(米国))
特許率「向上」(例: 通常出願 約**70%** ⇒ PPH 約**85%**(米国))
- 日本起点のPPHを活用することで、グローバルポートフォリオの迅速な構築

世界最速・最高品質の 特許審査

PPH (42庁)

グローバルポートフォリオの 迅速な構築

携帯性



装着容易性

精度の向上

特許

例) ウェアラブル血圧計

(出典) オムロンヘルスケア社ホームページ



✓ インドは、日本にとって世界第 6 位の出願先
(年間4,490件出願)

✓ モディ首相は知財重視



✓ 特許の審査待ち期間

現状：4.5年

目標：1.5年以下（2019年末）

(特許権の取得までは平均で7年)

順位	国・地域名	特許出願件数（2017年）
1	米国	86,113
2	中国	40,908
3	欧州（EPO）	21,755
4	韓国	15,043
5	ドイツ	7,279
6	インド	4,490
7	タイ	3,371

✓ **日印PPHの導入を提案**

→ 審査待ち期間が3ヶ月以内に
(特許権の取得までは1年以内に)

2018年10月29日 日印首脳会談

2019年度第一四半期に
日印PPHを開始することで一致



✓ 日ブラジルPPH：
対象となる技術分野に制限

2019年4月1日より
対象技術分野の拡大



✓ 日ベトナムPPH：
利用可能な件数に制限

2019年4月1日より
利用可能件数の倍増

1. 現状と課題 ～知財活動のパラダイムシフトの必要性～

2. 特許庁の取組み

(1) 大学、中小企業、ベンチャーの支援

(2) 国内外での早期、安定的な権利取得の支援

(3) 知財訴訟制度の不断の見直し

3. ご議論いただきたいポイント

(参考) 顧客目線での特許庁の取組み

日本の知財訴訟制度は侵害し得？

日本



- ~~査察制度のような強制力を持った証拠収集手続がない~~
- 損害賠償額算定に対する納得感が低い

令和元年法改正

- 査証制度の創設
 - 実損の範囲内で損害賠償額算定方法の見直し
- [附帯決議]
いわゆる「懲罰的賠償制度」及び「二段階訴訟制度」の導入については、諸外国の動向も注視しつつ、引き続き検討すること。

米国



- ディスカバリー手続によって強力な証拠収集が可能
- 3倍賠償制度などにより、損害賠償の認容額が諸外国に比べて高額

中国



- 行政による強力な証拠収集手続の導入を検討中
- 商標について、3倍賠償導入済
特許の故意侵害に対し、5倍賠償を規定した専利法の改正案を議会で審議中

EU



- 懲罰的賠償はやらない

英国



- ディスクロージャー手続によって、裁判所の命令に基づく、限定的な書類開示が可能
- 裁判所が任命する鑑定人が強制査察により証拠収集することが可能
- 関連商品・サービスの逸失利益等も含めて逸失利益を幅広く認定

ドイツ



- 裁判所が任命する鑑定人が強制査察により証拠収集することが可能（提訴前から利用可能）
- 侵害者利益の算定で控除できる費用を狭く限定

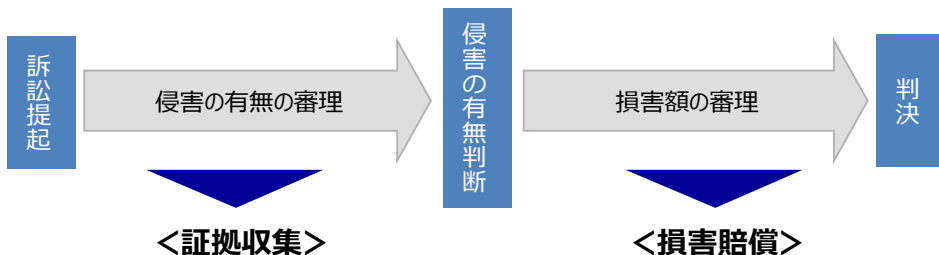
デジタル革命により業種の垣根が崩れ、オープンイノベーションが進む中、中小・ベンチャー企業が優れた技術を活かして飛躍するチャンスが拡大。せっかく取得した特許で大切な技術を守れるよう、訴訟制度を改善する。

優良な顧客体験が競争力の源泉として重要性を高める中、デジタル技術を活用したデザイン等の保護や、ブランド構築のため、意匠制度等を強化する。

1. 特許訴訟制度の充実

特許侵害の特殊性

- **侵害が容易** (特許は公開、物理的に盗む必要なし)
 - **立証が困難** (証拠は侵害者側に偏在)
 - **侵害を抑止しにくい** (刑事事件の起訴なし)
- ⇒ 「侵害した者勝ち」にならないよう配慮が必要



<証拠収集>

① 専門家による現地調査 [査証]

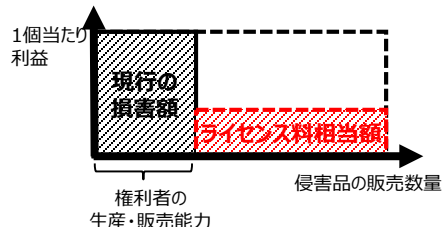
(裁判所が中立公正な専門家を選定) 侵害が疑われる者の施設へ立入り

- ✓ **製品を分解しても分からない、入手できない等の場合に有効**
 - 製造方法
 - BtoB製品
 - プログラム 等
- ✓ **要件は厳格に設定**
 - 侵害行為の立証に必要
 - 特許権侵害の蓋然性
 - 他の手段では証拠が十分に集まらない
 - 相手方の負担が過度にならないこと
- ✓ **秘密保護の仕組みを導入**
 - 専門家の選定にかかる異議申立て
 - 報告書中の秘密情報の黒塗り
 - 専門家の秘密漏洩に対する刑事罰

【特許法第105条の2等関係】

<損害賠償>

② 権利者の生産・販売能力等を 超える部分の損害を認定 (ライセンス料相当額)



✓ 中小・ベンチャー企業にも十分な賠償

③ ライセンス料相当額の増額

- ✓ 特許が有効であり侵害されたことが 裁判で認定されたことを 考慮できる旨明記

【特許法第102条関係】 ※実用新案法第29条、意匠法第39条、商標法第38条 においても同様に改正

2. 意匠制度の拡充

① 保護対象の拡充 【意匠法第2条、第8条の2関係】

- ✓ **物品に記録・表示されていない画像**
 - 例1) クラウド上に保存され、ネットワークを通じて提供される画像
 - 例2) 道路に投影された画像

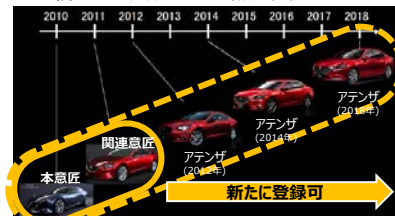
✓ 建設物の外観・内装デザイン



特徴的な形状のテーブルやカウンター等を用い、それらの特徴が際立つ形で、全体的にオレンジと白の2色のみによる効果的な色彩を施し、統一感を実現している点特徴。

② 関連意匠制度の拡充 【意匠法第10条関係】

- ✓ 長期に亘り、一貫したコンセプトに基づき 開発されたデザインを保護可能とする。
- **本意匠の出願から10年以内であれば登録可** (これまで8か月程度)
- **関連意匠にのみ類似する意匠であっても登録可**



※関連意匠の存続期間は、いずれも 本意匠の出願日から25年(改正後)まで

③ その他 【意匠法第7条、第21条、第38条等関係】

- ✓ 意匠権の存続期間を「登録日から20年」から「出願日から25年」にする。
- ✓ **複数の意匠を一括して出願できる制度の導入**
- ✓ **模倣品対策**
 - 取り締まりを回避する目的で 侵害品を**構成部品に分割して 製造・輸入等する行為も 取り締まれるようにする。**



例4) 意匠登録を受けた美容用ローラー **改正後** 侵害品を構成するボール部とハンドル部を分割して製造・輸入等した場合、一定の要件のもとで、**意匠権侵害とみなす。**

3. 商標制度の見直し

- ✓ 公益団体等(自治体、大学等)が 自身を表示する著名な商標について ライセンスを認め、ブランド化を促進



例5) ABC大学の商標



をコップに用いる例

【商標法第31条関係】

米国・台湾
韓国 (本年7月施行)
中国 (審議中)



故意侵害に対する懲罰的賠償制度

- 米国・台湾・韓国では、認定された損害額の**3倍まで増額**が可能。
- 中国では、**5倍まで増額**を可能とする専利法（特許法）改正案が審議中。



EU指令

懲罰的賠償はやらない



ドイツ

侵害者利益の吐き出しによる賠償

- 「**侵害による利益を侵害者の手元に残すことは正義に反する**」という考え方。
- 侵害者利益の算定に当たり、控除できる費用を純粹に特許権侵害のみに用いたものに限定することで、**実質的に懲罰的**ともいえるような賠償を実現。

EU



イギリス

逸失利益の幅広い認定による救済

- 権利者の能力を超える部分の実施料率、**関連商品・サービス**の逸失利益などを幅広く認定。
- 侵害者利益の算定も選択可能だが、実務上は逸失利益が選択されることが多い。



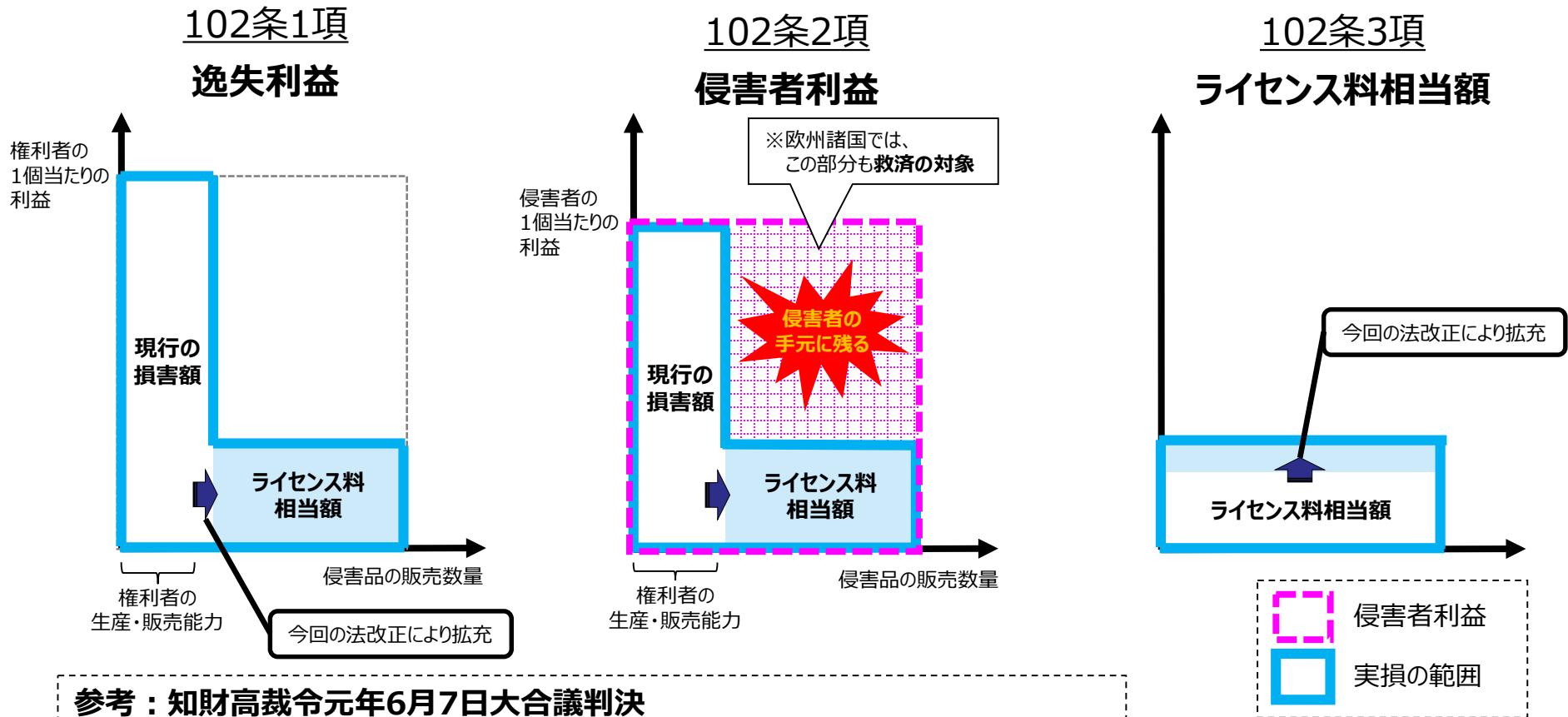
フランス

事案に応じた賠償額の柔軟な認定

- ①権利者の逸失利益、②侵害者利益、③道義的損害（moral prejudice）を総合的に勘案し、**事案により三者の合計も可**。

(参考) 侵害者利益の吐き出し

- 今回の法改正は、**実損の範囲内**
- 欧州諸国における**侵害者利益**は、**実損とは別個の概念**



参考：知財高裁令元年6月7日大合議判決

- ・ライセンス料相当額（102条3項）について、**侵害者が事後的に支払うべき実施料率は、通常の実施料率に比べて自ずと高額になると判示**
- ・総額約1.4億円の賠償額



ドイツ

- 大半の特許侵害訴訟で**二段階訴訟が選択**される。
- 第一段階の判決で侵害が認定されると、**民法の信義則の規定を根拠として、損害計算に必要な書類の提供を侵害者に義務づける判例法が確立。**これが米国のディスカバリー同様、当事者間の**和解を促す効果。**



イギリス

- 大半の特許侵害訴訟で**二段階訴訟が選択**される。
- 侵害認定後、**権利者が経済的救済の方法を選ぶ上で必要な会計情報等を侵害者が開示。**（←侵害が認定された以上は、侵害者が正直に誠意を持って関連情報を提供することが、正義を担保するため当然）

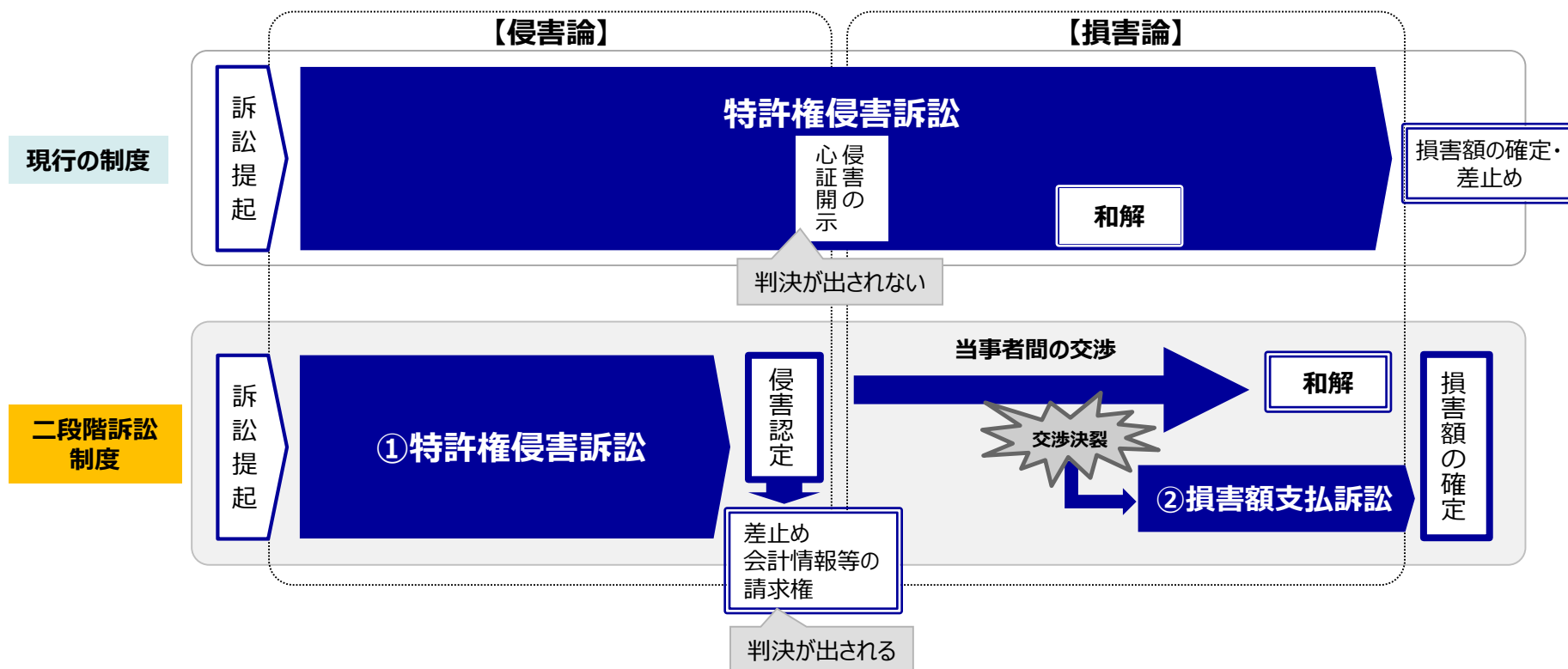


フランス

- 一段階の訴訟が原則だが、近年、ドイツ等に倣い、**同一裁判内で、侵害論のみ先行して判決を下し、その後、侵害者に損害計算に必要な情報を提供させ、当事者の合意形成を促す**仕組みを導入。（←二段階訴訟に近い運用）
- 特許権者は**訴訟提起から弁論終結まで随時、損害の評価に必要な情報を請求できる。**

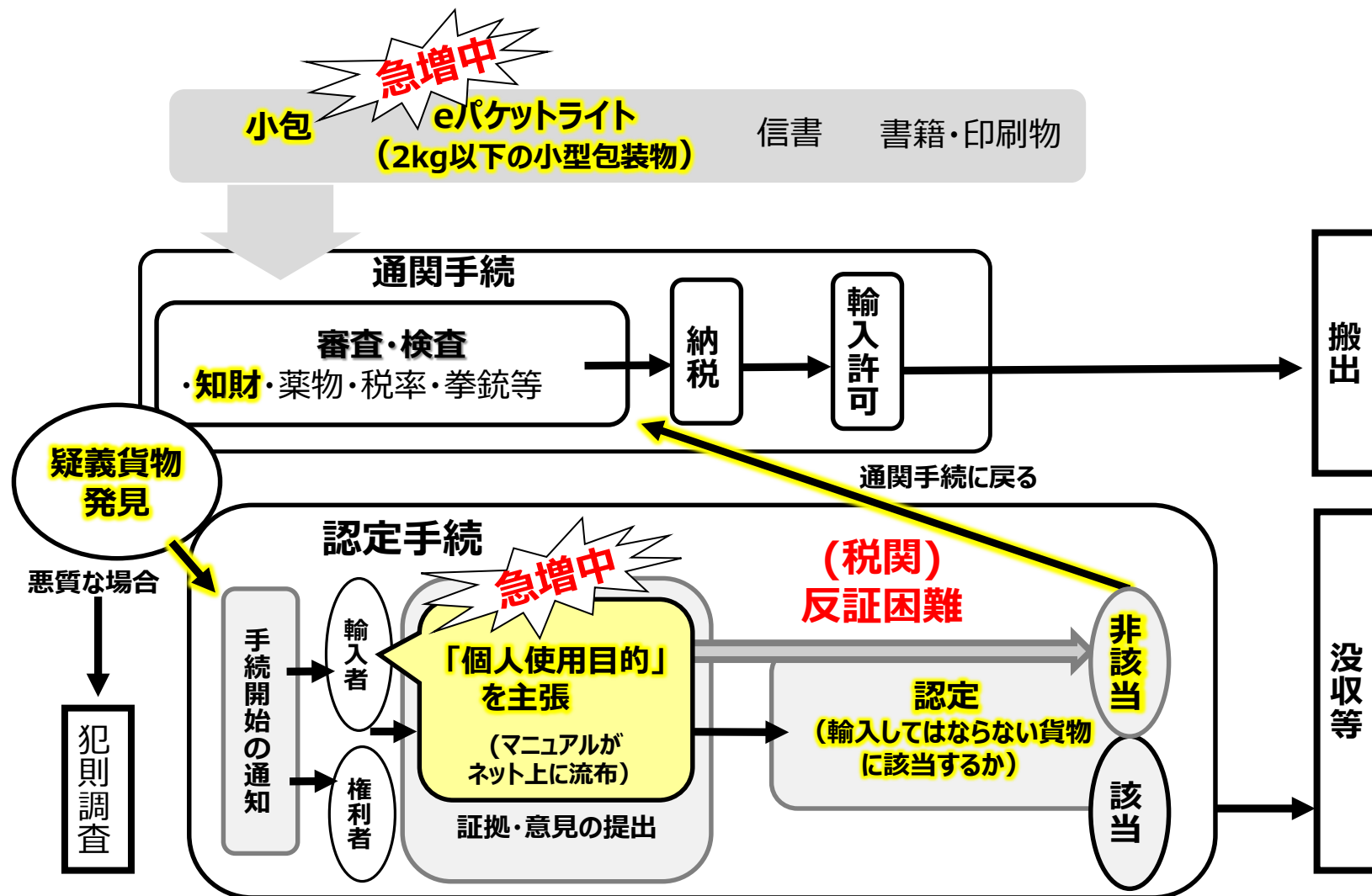
(参考) 二段階訴訟制度


- 二段階訴訟制度とは、
 - ①まず特許の有効性と侵害の事実について判決を確定させ、
 - ②損害額については、当事者が合意できない場合のみ、改めて訴訟を提起する制度
- ①迅速な差止め、②侵害論の判決による法形成機能の発揮、
③損害額は当事者間の交渉で解決、④上級審で覆っても損害論が無駄にならない
といった効果を期待



模倣品の流入形態の変化：個人への直接販売

- 近年、Eコマースの発展や郵便料金の低下により、
外国の事業者から日本国内の消費者への模倣品の直接販売が急増。

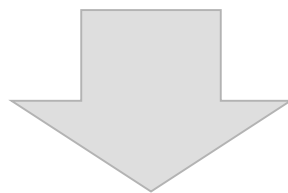


 フランス：個人使用目的の模倣品を、**全面的に**差止め

 アメリカ：個人使用目的の模倣品を、**ハンドキャリーの場合を除いて**、差止め

 EU：模倣品が、**業とする者から発送されたものであれば**、個人使用目的でも差止め

日本の水際の規制は欧米よりも弱いため、
模倣品販売業者は日本をターゲットにしているおそれあり



「日本でもせめてEUと同様の規制を検討して欲しい」との要望あり

早期に対応できる方策を関税局とも議論中

- デジタル革命によってビジネスの自由度が格段に高まった中、「デザイン経営」と「オープンイノベーション」によって顧客の潜在ニーズに対応した新たな価値をすばやく提供する企業が勝ち残る
 - このような企業の差別化戦略を可能にするのが知財制度
 - Society5.0に適合した企業経営・知財活動へのパラダイムシフトが日本の課題
1. **イノベーションの創造者となる研究者、スタートアップ、中小企業、企業の研究者などにもっと「知財」を知ってもらう必要があるのではないか。**
 2. **国内外で早く・安く・強い権利をとれるようにするため、さらに何が必要か。**
 3. **取った権利は活用する。そのためには、日本の特許権等の実効性をさらに高めることが必要ではないか。**
 4. **Society 5.0の時代、知財制度・特許庁はどのようにあるべきか。**

1. 現状と課題 ～知財活動のパラダイムシフトの必要性～

2. 特許庁の取組み

(1) 大学、中小・ベンチャー企業の支援

(2) 国内外での早期、安定的な権利取得の支援

(3) 知財訴訟制度の不断の見直し

3. ご議論いただきたいポイント

(参考) 顧客目線での特許庁の取組み







政府に期待する役割

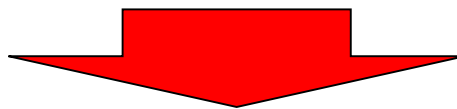
切り口	内容	効果
情報分析・啓発	<ol style="list-style-type: none">1. 情報分析と政策提言2. 啓発	経営層の意識向上 企業・行政へのデザイン導入の後押し 継続的取組の促進
知財	<ol style="list-style-type: none">1. 意匠法の改正	保護の拡大 意匠権取得の手續の改善
人材	<ol style="list-style-type: none">1. 高度デザイン人材の育成2. 海外からの人材獲得	企業の人材需要への対応 海外からの高度人材の迅速な獲得 東京のクリエイティブ都市化推進
財務	<ol style="list-style-type: none">1. デザインに対する補助制度の充実・ 税制の導入	企業の財務面からのデザイン推進 意欲醸成
行政の実践	<ol style="list-style-type: none">1. 行政におけるデジタル・ガバメントの実践2. 有望プロジェクトの発掘	行政サービスの質の向上



特許庁において「デザイン経営プロジェクト」を実践

特許庁「デザイン経営プロジェクト」の成果

チーム	VISION	解決策
 UIチーム	中小企業の 孤独な知財担当者を助ける	<ul style="list-style-type: none"> ・「拒絶理由通知」対応をスマホでサポート ・自社知財を一元管理できるサイトを構築
 海外チーム	海外企業を手助けし出願件数を増やす	<ul style="list-style-type: none"> ・海外ユーザとのオンライン対話、英語情報発信を増大 ・機械翻訳を活用し、翻訳コストを削減
 スタートアップチーム	事業戦略に知財支援で貢献する	<ul style="list-style-type: none"> ・知財人材のプロボノ／副業を活性化 ・スタートアップと知財人材をマッチング
 中小・ものづくりチーム	ものづくり企業の知財活動を 活性化する	<ul style="list-style-type: none"> ・事業承継期の企業を集中支援
 サービス・ブランディングチーム	無知のリスクを解消する	<ul style="list-style-type: none"> ・知財に無関心な経営者にも届く 商標未取得リスクの啓発動画を作成、発信
 広報チーム	こどもに創造性の本質を伝える	<ul style="list-style-type: none"> ・「特許庁こども見学デー」を刷新



新しいアイデアの着想と実行の
スピードが格段に向上

落としどころからではなく、
「誰のため」、「何が必要か」を起点に
考えるよう、意識が変化



「拒絶理由通知」でのつまづきをスマホでサポート

ユーザーの課題:

- » 「拒絶理由通知」が突然届いても、内容の意味がわからない。また、どのように対応しているのかわからない。
- » 特許を取りたいと思っているが、十分な予算がないため、できることなら弁理士などの代理人を使わずに対応したい。

解決策:「拒絶理由通知書」への対応方法を簡単に知ることができる書面にQRコードを付与し、「拒絶理由通知」への対応方法をわかりやすく紹介するサポートページに誘導する。

今後の取組:

2019

APRIL
仕様書(業者選定)

2020

JANUARY
リリース

※画像はイメージです

新入職員が挑戦的に取り組める仕事を作り出せる先輩

知財に関する包括的な知識・技能を習得したスペシャリスト

発明者に「この審査官の判断はエンジニアの感覚に合っている」と評価してもらえる審査官

人を引きつける魅力

高い専門性 + 施策立案力

知財の知識や技術に精通するだけでなく、産業界の動向や海外情勢などにも明るい、政策立案、企業支援もできる審査官

「まずは、特許庁の人に聞いてみよう」と言ってもらえる頼られる人材

周りに影響を与え、 巻き込む力

多様な知識と広範な人脈で、問題解決に必要なリソースを集めることができる行政官

多様な主体を巻き込みながら、我が国のイノベーション創出を支え、後押しできる人材

迅速・的確・公平な審査をする審査官であると同時に、国内外の技術開発動向や、ユーザーニーズに応じた適切な提言を、ユーザーに対して行える人材

専門性を深める一方で、外に出て、幅広く人と接し、人と人をつなげることのできる人材

効率的な働き方

フレックスタイム制度や在宅勤務制度などを活用しつつ、どうしたら高いパフォーマンスを発揮することができるかを追求する行政官

他国の審査官とビデオ会議等で直接ディスカッションができるバーチャル国際特許庁の審査官

特許庁職員が思い描く10年後の特許庁

未来を背負う次世代のイノベーション人材・知財人材に夢を与える

「イノベーション庁」になる

子供の「将来なりたい職業」No.1になる

知財制度の視点だけでなく、技術開発の視点からも、政策提言等を行えるようなイノベーションシンクタンク

イノベーション・リーダー

審査への信頼は堅持しつつ、その専門性を活かして、できるだけ多くの職員が、知財の価値や高め方・戦略の発信・支援に携わる

Topが腰を据えて中長期的に戦略的な計画で動ける体制

部署間の審査官の柔軟な異動が可能（例：特許、意匠、商標の間で）

グローバル

柔軟性・流動性

高い専門性を保ちつつ、国内外への説明・解説を怠らず、人材の流動性も高い、開かれたJPO

他の特許庁にはできないような「尖った制度、施策」を打ち出す「尖った特許庁」

国際的な場面で調整役としてのリーダーシップを発揮するJPO

行動力・実現力

問題の本質を捉えて解決していく、分析力・行動力を備えた官庁

外国における日本企業の権利行使を実現・支援するための、より強固な体制を構築

社会の変化に柔軟に対応し、世相に合った革新的な知財制度を提唱する官庁

ユーザーが気づいていないようなニーズに気づいて、政策を提案できる特許庁

知的財産があることで人々がさらに創作意欲が沸く仕組み

企業間又は産学間の共同研究・開発の結果の知財を権利化しやすくする制度

国民がみんな「知財制度」を知っている社会、社会に知られた「知財制度」

大企業等の休眠特許を中小企業に活用してもらうための体制・制度の構築

日本の審査の良い部分をグローバルスタンダードにする（ITシステム、特許分類、審査基準など）

イノベーション創出の促進

活用の促進

権利活用の面でのコスト（金銭や手続など）を低減し、使いやすく、使う意味を感じられる制度

グローバル・調和

知財価値の向上

五大特許庁等が共同で審査する

ユーザー利便性の向上

スタートアップが十分なゲインを得られるような制度（持っている知財の価値を上げる）

海外の出願人に開けた制度（英語以外の出願を可能とする、外国語出願の翻訳の義務を権利範囲の関係する部分のみにする、英語でオフィスアクションを行う、等）

世界で共通の特許
One application,
One examination,
One patent

制度だけではなく、制度を活かすインフラが重要
（例：ビジネス、技術、法律が分かる審査官、技術と法律が分かる裁判官、出願人に寄り添う代理人）

